

建 指 第 1 4 5 5 号  
令和 4年 1月 2 0日

一般社団法人 茨城県建築士会長 殿

茨 城 県 土 木 部 長

茨城県開発審査会付議基準「包括承認基準5 自動車解体業施設の取扱いについて」の廃止  
について（通知）

標記基準については、令和4年3月1日付で別添のとおり廃止することとしましたので、  
貴会会員に周知願います。

担当：茨城県土木部都市局建築指導課  
宅地グループ  
電話 029-301-4732

都市計画法第34条第14号に基づく茨城県開発審査会付議基準のうち、以下の基準を廃止する。

包括承認基準 5 自動車解体業の施設の取扱いについて

(平成16年6月1日施行)

(適用の範囲)

第1 この基準は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)(以下「自動車リサイクル法」という。)第2条第13項に規定する解体業の施設について適用する。

(立地)

第2 既定の都市計画、当該市町村における総合計画及び都市計画マスタープラン等に定める土地利用計画上支障がなく、かつ周辺の土地利用と整合が図られるもので、その旨の当該市町村長の意見が付されていること。

2 自動車リサイクル法に基づく解体業の許可について、県廃棄物対策課と協議・調整が図られており、許可の見込みがあること。

(予定建築物の規模等)

第3 予定建築物は、自動車リサイクル法施行規則第57条第1号に規定する解体作業場と認められるものであること。ただし、管理施設については必要最小限のものに限り併設することができる。

2 騒音が発生する作業については、原則として建築物の内部で行うこととし、建築物に防音対策を講ずること。

付則

1 この基準は、令和4年2月28日限り、その効力を失う。

2 この基準の失効前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この基準の失効の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。